

広島県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十四年広島県告示第三百四十六号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・〇一七号青崎中店線、
三・四・六〇二号花都川線、三・四・六〇三号船越中央線、三・一・〇一八号青崎草津線

三 事業施行期間

平成十四年三月二十八日から平成四十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし